

山口市再犯防止推進計画

令和8年8月

山口市健康福祉部地域福祉課

1 計画策定の経緯等

本市では、国県の動きを踏まえて令和2年に計画を策定。その後、令和7年3月に第二次計画を策定。

平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律が施行
平成29年12月	再犯防止推進計画が閣議決定
平成31年 3月	山口県再犯防止推進計画策定
令和 2年 3月	山口市再犯防止推進計画策定
令和 3年 7月	令和3年度山口市再犯防止推進協議会開催
令和 4年 7月	令和4年度山口市再犯防止推進協議会開催
令和 5年 3月	第二次再犯防止推進計画が閣議決定
令和 5年 7月	令和5年度山口市再犯防止推進協議会開催
令和 6年 3月	第二次山口県再犯防止推進計画策定
令和 6年12月	令和6年度山口市再犯防止推進協議会開催
令和 7年 3月	第二次山口市再犯防止推進計画策定

2 計画の概要

【計画策定の趣旨】

- 刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯者率が約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが重要課題となっている。
- こうした中、再犯の防止等の推進に関する法律において、地域の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示され、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされた。
- そこで、法の目的と今般の第二次国計画の策定を踏まえ、犯罪をした人等に対する社会への立ち直りのための就労支援や居住支援、地域における包摂の推進等により、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、市民が犯罪による被害を受けない安全・安心なまちづくりに関係機関や地域住民等が一体となって取り組む第二次山口市再犯防止推進計画を策定した。

【計画の位置付け】

法第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」

【計画期間】

5年間(令和7年度～令和11年度)

3 取組の概要

【基本的な考え方】

本計画においては、国の方針と県の計画を基本とした重点項目を設定し、本計画の取組内容が具体的かつ実効性のあるものとなるよう努めている。また、関係機関と連携を図ることで、犯罪を犯した人等の特性及び地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組むこととしている。

【重点項目】

犯罪を犯した人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて6つの取組を重点的に推進する。

重点項目① 就労支援	関係機関と連携した犯罪を犯した人等の就労支援
重点項目② 居住支援	関係機関と連携した出所者の住居確保
重点項目③ 生活支援	生活困窮者に対する貸付や生活保護等による支援 関係機関による福祉サービスの利用調整
重点項目④ 学校等と連携した修学支援等	更生保護関係団体と学校等との連携強化 地域協育ネットや山口市家庭教育支援チームの取組の推進
重点項目⑤ 関係機関・団体等とのネットワーク構築	犯罪を犯した人等の個別事案に関する情報共有 他の会議体との連携によるネットワークの構築
重点項目⑥ 広報・啓発	社会を明るくする運動の推進をはじめとする広報・啓発

4 取組の推進

【山口市再犯防止推進協議会による評価、部会の設置等】

再犯防止に向けた取組を推進し、取組に対する評価・検証を行うため、次の構成団体による「山口市再犯防止推進協議会」を設置し、本計画の効果的な推進を図っていく。

【構成団体】

山口地方検察庁	山口刑務所	山口少年鑑別所
山口保護観察所	山口公共職業安定所	山口県弁護士会
山口市社会福祉協議会	山口市民生委員児童委員協議会	障害者就業・生活支援センター
生活困窮者自立相談支援機関	基幹型地域包括支援センター	障がい者基幹相談支援センター
更生保護法人山口更生保護会	山口保護区保護司会	山口地区更生保護女性会
山口県就労支援事業者機構	山口人権擁護委員協議会	山口市青少年健全育成市民会議
山口商工会議所	山口圏域生活支援協議会	山口市教育委員会

5 成果指標

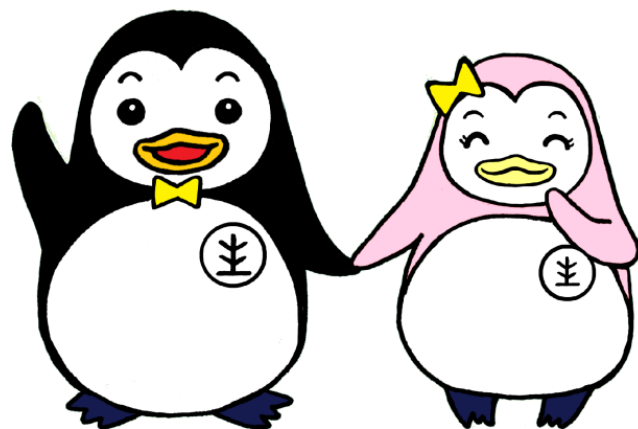
成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証する。

刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させる

基準値：92人（令和5年）



目標値：73人（令和11年）



「ホゴちゃん」と「サラちゃん」